

かすみ草の会が 表彰されました



住民運動やボランティア活動等の自主的な運動を実践し、豊かな地域社会づくりに顕著な団体等が表彰される「北海道社会貢献賞（地域活動推進功労者）」が、北海道知事からかすみ草の会に授与されました。

かすみ草の会は平成14年の発足以来、町の介護予防事業「かすみ草の集い」を月に1回、継続して実施。参加者一人ひとりの健康保持や介護予防につなげ、地域の高齢者福祉の向上に貢献されています。(10月30日)

北栄町町内会が 表彰されました



住民運動の推進によって地域社会の発展向上に著しく寄与した団体等が表彰される「住民運動実践功労者石狩振興局長表彰」が、北海道石狩振興局長から北栄町町内会(野口和之会長)に授与されました。

北栄町町内会は平成6年から幹線道路沿線に植花を行っており、長年にわたって子どもから大人まで多くの町内会員と一緒に環境美化に努められています。(11月16日)

給付金

申請期限は12月14日まで 臨時福祉給付金

所得の低い方を対象に支給される「臨時福祉給付金」について、対象になると思われる方は期日までに申請してください。

◎既に「申請書送付申込書兼同意書」(はがき)を返送いただき、審査の結果「支給対象者」となった方には

町から申請書等を送付しています。申請書は、**12月14日(月)までに返送してください**(必要事項を記入、必要書類を添付すること)。

※やむを得ない事由により申請期限までに申請ができない場合には、**連絡ください**。

※申請書の提出がない場合は、「辞退」の取扱いとなります。

※平成27年1月2日以降に転入された方は、前住所地での申請となります。

★「振り込み詐欺・個人情報の詐取」に引き続きご注意ください。

・町や厚生労働省などが臨時福祉給付金の支給について、ATM(現金自動支払機)の操作、電話やメールによる手続きをお願いすることは、絶対にありません。

▼問合せ 臨時福祉給付金実施本部 (ゆとろ内・☎25-2667)

町政功労者逝去

●宮浦俊英さん(太美町)

平成27年11月5日逝去(94歳)
平成11年町政功労者賞受賞

●経歴

昭和58年から平成11年まで教育委員会委員として活動され、町政発展のために寄与されました。ご冥福をお祈りいたします。

募集

非常勤職員(社会福祉士) を募集します

▼業務内容 障がい者の生活相談・認定調査業務等

▼応募資格 社会福祉士の資格を有する方

▼募集人数 1名

▼勤務場所 ゆとろ

▼勤務期間 採用の日～平成28年3月31日(継続の場合あり)

▼勤務時間 週29時間

▼報酬 月額174,200円

▼応募書類 履歴書、本人の住民票、資格を証明する書類の写し、運転免許証の写し

▼募集期限 12月18日(金)

▼申込み・詳細 福祉課障がいサービス係(ゆとろ内・☎25-2665)

募集

保健事業従事者を募集します

▼業務内容 ①乳幼児健診での計測等及びBCG予防接種

②フッ素塗布、歯科指導等

▼応募資格 ①看護師 ②歯科衛生士

▼募集人数 若干名

▼勤務場所 ゆとろ他

▼勤務期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日の内、月1～2回程度。

▼勤務時間 半日

▼報償 ①1回4,850円 ②1回3,950円

▼応募書類 履歴書、本人の住民票、資格を証明する書類の写し

▼募集期限

平成28年2月5日(金)

▼申込み・詳細 福祉課保健サービス係(ゆとろ内・☎23-2346)

固定資産

申告は忘れずに 償却資産・宅地・家屋変更の届出

①償却資産の申告

事業用償却資産の所有者には、固定資産税(町税)が課税されます。

税制改正に伴い、今回の平成28年度の申告よりマイナンバー(個人番号または法人番号)の記載が必要となります。

・**対象** 平成28年1月1日現在、町内で事業を営み、事業用償却資産(税務会計上、減価償却資産の対象とすべき資産など)を所有の方。前年から資産内容の変更がない方、事業を廃止した方も必ず申告してください。

②宅地に変更があった場合の申告

住宅用地に対する固定資産税の課税標準は、特例により価格の3分の1(200㎡までの小規模住宅用地は6分の1)になります。

ただし、認定には所有者の申告が必要です。

・**対象** 平成28年1月1日現在、住宅の新築、増改築(2世帯住宅になった方等)、滅失などで土地の利用状況が変わった方。

③家屋に関する届出

家屋の増築や一部取り壊しで建物の面積に変更があった場合は連絡ください。家屋を取り壊したり未登記家屋の名義を変更したときは、届出が必要です。届出がないと、所有していない家屋に固定資産税が課税される場合があります。

・**対象** 平成28年1月1日現在、家屋の増築、滅失や所有者が変わった方。

▼各提出期限

平成28年2月1日(月)

▼**提出先・詳細** 税務課資産税係
(☎23-2333)

納税

12月25日は町道民税・固定資産税・国保税の納期限

12月25日は、平成27年度町道民税及び固定資産税(第4期分)と国民健康保険税(第6期分)の納期限です。忘れずに納付しましょう。

納期限までに納付しない場合には、督促状が発付されたり、延滞金がかかることがあります。

なお、病気や失業などのやむを得ない事情により、納期限までに納付することができない場合は、担当へ相談ください。夜間の相談窓口も毎月開設しています。

▼**問合せ** 税務課納税係(☎23-2341)

■今月の夜間納税相談窓口

12月10日(木)・24日(木)
(19時30分まで)

納税

12月は町税滞納整理強調月間

町では町税滞納額の縮小と収納率の向上を目指し、12月を「町税滞納整理強調月間」としています。

税は私たちが安心して健康な暮らしをするうえで、非常に大切な財源です。未納の方は、速やかに納付してください。

町税の滞納が続くと、地方税法に基づく延滞金が増加されます。また、納付の催告をしているにも関わらず滞納を続ける方には、税負担の公平性を確保するため、地方税法に基づく滞納処分(財産調査及び差押)を実施します。

▼**問合せ** 税務課納税係(☎23-2341)

交通規制

12月1日～7日 太美地区で車両通行止めを実施します

防雪柵設置工事に伴い、通行止めを実施します。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▼**場所** 町道中央19線(南2号)

▼**期間** 12月1日～7日(予定)

▼**問合せ** 建設課建設係(☎23-3142)



資格更新

排水設備工事責任技術者資格登録の更新手続き

排水設備工事責任技術者資格の登録者は5年ごとに更新が必要です。対象者には案内等を郵送していますので、手続きしてください。

▼対象者

- ・平成23年度に北海道排水設備工事責任技術者試験に合格した方。
- ・資格登録更新手続きを行った方で登録期間が平成28年3月31日で満了する方。

▼受付期間

平成28年1月8日(金)～15日(金) 9時～15時30分

▼**手数料** 6,000円(更新手数料(テキスト代含む)、資格認定証交付等手数料)

▼**問合せ** 上下水道課業務係
(☎22-2411)

予 防 接 種

高齢者肺炎球菌予防接種 対象の方へ費用助成します

肺炎は日本人の死因の第3位で、そのうち亡くなる方の95%は65歳以上の方です。肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による感染症を予防し、重症化を防ぎます。

町では対象者に1回限り2,500円で、肺炎球菌予防接種を受けることができます。

▼対象者

①今年度、次の年齢になる方。

65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳

②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がい（身体障害者手帳1級程度）のある方。

※今までにこのワクチンを接種したことがない方が対象です。

▼接種回数 1回

▼料金 2,500円

（生活保護世帯の方は無料）

▼実施医療機関 健康ひろば・実施医療機関（本誌 p.24）に掲載しています。事前に予約が必要です。※町外の医療機関で接種を希望される方は、事前に連絡ください。

▼問合せ 福祉課保健サービス係（ゆとろ内・☎23-2346）

制 度

中小企業退職金共済

中小企業退職金共済（中退共）制度は、中小企業で働く従業員を対象とした国の退職金制度です。

加入すると掛け金の助成や税法上の優遇などもありますので、事業主の皆さんは、ぜひご利用ください。

▼問合せ 中小企業退職金共済事業本部（☎03-6907-1234）

が ん 検 診

胃・肺・大腸がん検診は 自覚症状がないうちに！

がんは初期の段階ではほとんど症状がないため、気がつかないうちに重症になっている可能性があります。

がんは『早く見つけて早く治す』ことが大切です。大腸がんの場合は、早期のうちに治療すれば90%以上が治癒します。

胃・肺・大腸がんの検診は毎年受けましょう。

▼日程・会場

平成28年1月13日（水）
ゆとろ

▼受付時間

午前7時30分～9時30分

▼検診内容・対象年齢・料金

検診	検診内容・対象年齢	料 金	
		一般・後期高齢者医療の方	町国保加入の方
胃がん	バリウム検査（35歳～）	1,600円	900円
肺がん	胸部レントゲン撮影（40歳～）	500円	300円
	必要者に喀たん検診	1,000円	650円
大腸がん	便潜血検査（2日分、40歳～）	800円	500円

- ・生活保護世帯の方は無料です。
- ・検診を希望される方は、事前に申込みが必要です。
- ・その他にも個人で都合の良い時に受診できる検診や検診機関までバスによる送迎を行う検診もあります。問合せください。

▼申込み・問合せ 福祉課保健サービス係（ゆとろ内・☎23-2346）

福 社

高齢者の各種サービス

【除雪サービス】

除雪が困難な高齢者世帯等に対し、玄関先から公道までの生活路（1m幅）を除雪します。

▼対象 自力で除雪することが困難で除雪を援助できる親族等がない世帯など、その他にも条件があります。※詳細は問合せ下さい。

▼料金 一冬・11～3月7,000円（生活保護世帯は3,000円）

【緊急通報サービス】

急病や事故など「もしものとき」に外部に連絡できる通報装置を貸与します。

▼対象 65歳以上のひとり暮らしの高齢者など（町民税非課税世帯）。

▼料金 通報にかかる通話料を自己負担いただきます。

【配食サービス】

自力で食事を調理することが困難で配食を希望する方へ、夕食を配達し安否の確認とふれあい訪問を行います。（週5日以内）

▼対象 65歳以上のひとり暮らしの高齢者など。

▼料金 1食400円

■上記サービスの申込み・問合せ 福祉課介護サービス係（ゆとろ内・☎23-3029）

北 警 察 署

12月10日～16日は 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

拉致容疑事案をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への関心を高めましょう。

▼問合せ

札幌方面北警察署

（☎011-727-0110）



教 育

「当別町教育大綱」を
策定しました

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、町長と教育委員会で構成する総合教育会議の中で協議・意見交換を行い、「当別町教育大綱」を策定しました。



■計画期間

原則、平成27年度から平成30年度までの4年間とする。

■基本方針

○学校教育 変化の激しい時代を生きる子どもたちに、基礎基本をしっかりと身につけさせ、思考力や判断力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働し、自らの手で自らの人生を切り開いていける力をつける教育を行う。

○社会教育 全ての町民が幸せを感じることでできる生涯学習社会

の実現を目指す。

○地域の教育力の活用

学校と保護者、地域の連携・協働によって、子どもたちの学びを支援する。

■施策

上記の基本方針に基づき、施策の推進を行います。

※大綱本編は企画課窓口に備えつけの他、町ホームページに掲載しています。

▼問合せ 企画課総合企画係
(☎ 23 - 2393)

年金 読んで得する年金・国保のお話 国保

【障害年金の初診日を確認する方法が広がりました】

障害年金の請求には、受給要件を満たしているか確認するため「初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診断を受けた日）」を明らかにする書類（診断書等の医療機関の証明）の添付が必要でしたが、平成27年10月から「初診日」を証明する書類が添付できない場合であっても、「初診日」を合理的に推定できる一定の書類により、本人が申立てた日を「初診日」と認めることができるようになりました。詳しくは、年金事務所まで。

【2年前納により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合】

そのような場合は、全額を納めた年に控除する方法と各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法のいずれか1つを選択してもらいます。全額を控除する場合は日本年金機構から送付された「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている額が控除額となります。また、各年に控除する場合には、「社会保険料（国民年金保険料）控除額内説明細書（平成27年度前納者用）」に申告者ご自身で各年分の控除額等を記入し、控除証明書とともに提出してください。

■年金事務所出張相談所の開設

- ・日時 12月22日（火） 10時～15時
 - ・場所 商工会館（錦町） ・主催 札幌北年金事務所
- ※年金相談は予約制です。代理人が相談する場合は、委任状・身分証明書が必要です。

（相談予約専用ダイヤル ☎ 011 - 717 - 4133）

▼国民年金の問合せ

住民課戸籍年金係（☎ 23 - 2463）

【国民健康保険税の納付がどうしても困難な場合】

そのような時はお早めに税務課納税係まで相談ください。保険税を納期限が過ぎても未納のときは、督促します。督促しても未納が続き、納税相談などに応じないときは、次のような措置がとられます。

- ・有効期間が通常より短い保険証を交付します。
有効期間が短いため、頻繁に更新手続きが必要になります。
- ・納付相談などがなく滞納が続くと、資格証明書を交付します。資格証明書を提示して病院にかかる時、医療費をいったん全額自己負担することになります。

【交通事故にあった場合の手続き】

交通事故など第三者の行為によってケガや病気をして国民健康保険で治療を受けるときは、必ず事前に「第三者行為による被害届」を国民健康保険に提出する必要があります。国民健康保険が治療費を一時的に立て替え、あとから加害者に請求します。

※届け出をしなかった場合や遅れた場合は、本来加害者が負担すべき医療費に加入者の皆さんが納めている国民健康保険税を充てることとなります。



▼国民健康保険の問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 2467）

▼国保税の納付の問合せ 税務課納税係（☎ 23 - 2341）